

関係各位

施設安全企画課長

労働基準監督署に事前届出等が必要な機器について（依頼）

研究・教育等で使用する機器等で（別紙）の機器等は、労働安全衛生法第 88 条等が適用されるもので、工事（設置）開始の 30 日前までに所轄の労働基準監督署に届出が必要です。30 日前までに所轄労働基準監督署へ届出ない場合は、所轄労働基準監督署長より、文書により学長名で改善勧告を受けることとなります。

つきましては、関係者にご周知いただくと同時に、教員等から工事依頼や物品購入依頼がある場合は、工事（設置）開始日の 2 ヶ月程度前に施設安全企画課安全管理グループへご連絡いただくと同時に、関係資料（工事（設置）場所、カタログ（写）等）の提出をお願いします。

[適用法令等]

- 労働安全衛生法第 88 条
- 労働安全衛生規則第 86 条及び第 88 条
労働安全衛生規則別表 7
- ※労働安全衛生規則別表 7 で該当する主なもの
 - ・局所排気装置（ドラフトチャンバー、サンドブラスト装置など）
 - ・X線装置（X線回析装置、X線分析装置、X線発生装置など）
- ※総合安全管理センターHP 参照（<http://www.gsmc.titech.ac.jp/>）

<連絡先>

施設運営部施設安全企画課
安全管理グループ
石川、赤羽、松本
内線：3409、7186
E-mail:anz.kan@jim.titech.ac.jp

設置計画の届出義務が必要な設備機器（抜粋）

労働安全衛生法 88 条で危険有害な作業に使用するもの、危険な場所で使用するもの、健康障害を防止する為に使用する設備機器等については、設置工事前に所轄の労働基準監督に届出が義務付けられています。下表は 88 条で規定する 44 項目のうち一般的に使用されている機械類を抜粋してあります。このほか、粉じん作業設備、固定式溶接装置等があります。提出期日は東京工業大学が労働基準監督に届出を行う日なので、申請は工事開始の約 2 ヶ月前までをお願いします。

届出する機械等	提出期日	関係条文
有機溶剤等設備（ドラフト等） 有機溶剤の蒸気の発生源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置を設置し、若しくは移転し又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	工事開始の 30 日前まで * 6 ヶ月未満で廃止するものは届出の必要はない	労働安全衛生法 88 条 1、2 項 労働安全衛生規則 88、89 条
放射線装置等 1. エックス線装置 2. 荷電粒子を加速する装置 3. エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置 4. 放射性物質を装備している機器	工事開始の 30 日前まで * 6 ヶ月未満で廃止するものは届出の必要はない	電離放射線障害予防規則 15 条 11 項 労働安全衛生法 88 条 1、2 項 労働安全衛生規則 88、89 条
つり上げ荷重 3 トン以上のクレーンを設置し、若しくは移転し又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	工事開始の 30 日前まで	労働安全衛生法 88 条 1、2 項 労働安全衛生規則 88、89 条
第一種圧力容器を設置し、若しくは移転し又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	工事開始の 30 日前まで	労働安全衛生法 88 条 1、2 項 労働安全衛生規則 88、89 条
ボイラーを設置し、若しくは移転し又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	工事開始の 30 日前まで	労働安全衛生法 88 条 1、2 項 労働安全衛生規則 88、
動力プレス（クランク軸の偏心機構を有するもの及び油圧プレスに限る）を設置し、若しくは移転し又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	工事開始の 30 日前まで * 6 ヶ月未満で廃止するものは届出の必要はない	労働安全衛生法 88 条 1、2 項 労働安全衛生規則 88、89 条
乾燥装置 1. 内容積が 1 m ³ 以上 2. 熱源として燃料を使用するもの 3. 定格消費電力が 10 kw 以上のいずれかを設置し、若しくは移転し又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	工事開始の 30 日前まで * 6 ヶ月未満で廃止するものは届出の必要はない	労働安全衛生法 88 条 1、2 項 労働安全衛生規則 88、89 条

*注 ボイラー、第一種圧力容器の規格は、メニュー「設置許可や点検が必要な機器類」のボイラー及び圧力容器安全規則早見表をご覧ください。